

令和3年度  
第795回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 795 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 1 月 1 0 日 (水) 午後 1 時～午後 3 時
2. 開催場所 三島市役所中央町別館 4 階 第 1 会議室
3. 出席委員 農業委員 : 14 名  
会長 1 番 廣瀬 和正  
農業委員  
2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子 4 番 山田 貴臣  
5 番 梶 公彦 6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔  
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己 10 番 山田 隆志  
11 番 山本 一喜 12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲  
14 番 市川 保
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程 第 1 号議案 農地法第 1 8 条による解約通知について  
第 2 号議案 農地法第 3 条許可について  
第 3 号議案 農地法第 5 条許可について  
第 4 号議案 農地法第 4 条届出について  
第 5 号議案 農地法第 5 条届出について  
第 6 号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の  
報告について  
第 7 号議案 その他
6. 農業委員会事務局職員  
三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主査 森田 将之、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

第 7 9 5 回三島市農業委員会総会進行

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしくお願ひします。

【会長】これより、第 7 9 5 回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、14名、欠席委員は、ありません。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中14名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、8番 高橋 博幸 委員、9番 望月 正己 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第18条による解約通知について、事務局より報告願います。

(第1号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可、案件1番について、高橋 徹司 委員、説明願います。

(第2号議案・案件1番、高橋徹司委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。譲受人は、中や玉沢などで耕作を営む認定農業者になりまして、現住所からも近く当該地の土地の近隣で花卉、野菜を生産しているため、売買により所有権移転するため申請に至りました。譲受人は、23年程度の農業の経験があり、トラクター2台、育苗機1台、軽トラック2台等所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できるかと判断しました。世帯での働き手は、本人及び父、母がそれぞれ300日間従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、9,031.02㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。また、農薬の使用を地域の防除基準に従うことや、地域で定期的に行われる除草作業に参加し、周辺農家と協力して周辺環境の管理に努めることの確認ができたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れはないと思われまます。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可、案件2番について、市川 保 委員、説明願います。

(第2号議案・案件2番、市川保委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件2番について、事務局より説明します。譲受人は、玉川などで耕作を営む専業農家になりまして、譲受人の母が高齢のため農業に従事できなくなったことから、もともと当該農地を耕作していた譲受人が、使用賃借による5年間の権利を設定するため、申請に至りました。譲受人は、40年程度の農業の経験があり、トラクター1台、トラック1台、耕運機1台等所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が250日、妻が100日、子が50日従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、8,493㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。これまで通り、譲受人が畑として使用するため、周辺農地へ影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われまます。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとのことですので。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可、案件3番について、望月 正己 委員、説明願います。

(第2号議案・案件3番、望月正己委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件3番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、伊豆の国市、沼津市で耕作を営む兼業農家になります。譲渡人はすでに農業を行っていないため、売買にて所有権移転することが目的になります。譲受人は、6年程度の農業の経験があり、耕運機1台、草刈り機3台、運搬車1台等所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が150日、妻が60日、父が100日、兄が80日従事しており、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、許可要件を満たしております。譲受人の経営面積は、権利取得後、10,638.77㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。また、農薬の使用を地域の防除基準に従うことや、地域で定期的に行われる除草作業に参加し、周辺農家と協力して周辺環境の管理に努めることの確認ができたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れはないと思われまます。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件1番について、高橋 徹司 委員、説明願います。

(第3号議案・案件1番、高橋徹司委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件1番について、事務局より説明します。本申請人は、三島市に本社を置く運送業を営む株式会社になります。当該申請は、申請地を駐車場として利用し、北側隣地を営業用倉庫や事務所として一体利用する計画ですが、一体利用地の所有者は申請者と同一であるため、問題なく利用できます。申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号の規定により、農地法に規定されるどの農地区分の要件に該当しないため、第2種農地となります。第2種農地の場合、他の農地では事業を行うことができないという代替性がないことを確認しなければなりません。三島市開発行為許可基準においては、営業用倉庫は自動車専用道路のインターチェンジから概ね1キロメートル以内にあることとされており、条件を満たす自己所有地に営業用倉庫を建設し、運送業という業務形態から駐車場を一体で設けることが望ましいが、本申請地以外で条件を満たす土地がなく、代替性がないことを確認しました。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地購入費や土地整地費、家屋建築費などですが、自己資金及び借入金で賄います。預金通帳の写し及び融資証明書を以て確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、令和4年1月10日からの10ヶ月程度の工事期間により、遅滞なく転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第29条許可が必要となりますが、すでに事前審査は完了しており、許可が下りる見込みがあることを確認しました。また、排水に関しては、駐車場に地下式調整池を設置し、道路側溝へ排水します。申請地の東側は別の隣接所有者の農地がありますが、土地境界沿いに擁壁を作る承諾を得ており、雨水及び土砂の流入流出の防除措置を採るため、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われ。被害が生じた場合、譲受人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件2番について、三浦 正康 委員、説明願います。

(第3号議案・案件2番、三浦正康委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件2番について、事務局より説明します。本申請人は、東大場に居住する医師であり、申請地をクリニックの建設として利用することとなったため、申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法施行規則第43条より、「水道、下水が埋設されている道路の沿道であり、桜ヶ丘幼稚園、錦田小学校と2以上の公共施設が存することから、第3種農地になります。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地購入費や土地造成費、建築工事費などですが、自己資金及び借入金で賄います。残高証明書及び融資証明願を以て確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、令和3年12月1日からの8ヶ月程度の工事期間により、遅滞なく転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第29条許可が必要となりますが、すでに事前審査は完了しており、許可が下りる見込みがあることを確認しました。また、駐車場に地下式調整池を設置し、北側にある水路へ排水することで、雨水及び土砂の流入流出の防除措置を採るため、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われます。被害が生じた場合、譲受人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件3番について、高橋 徹司 委員、説明願います。

(第3号議案・案件3番、高橋徹司委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件3番について、事務局より説明します。本申請人は、三島市に本社を置く土木工事業を営む株式会社であり、事業拡大に伴い資材置場が不足するため、当該申請地を資材置場として利用するため、申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号の規定により、農地法に規定されるどの農地区分の要件に該当しないため、第2種農地となります。第2種農地の場合、他の農地では事業を行うことができないという代替性がないことを確認しなければなりません。本社から近く利便性が高く選定した当該申請地周辺では、他に資材置場としてまとまった農地を確保できないことから、本申請地以外、転用できないと判断いたしました。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、自己労力にて整地するため問題ありません。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、遅滞なく、転用する見込みがあります。排水については、資材置場の周囲に側溝を設け、申請地東側にある、道路及び河川に排水します。また、申請地に隣接する農地はないため、周辺農地への営農状況に支障をきたす恐れはないと思われます。万が一付近に被害を及ぼした場合、自己責任で防除措置を行うことを確認しました。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件4番について、望月 正己 委員、説明願います。

(第3号議案・案件4番、望月正己委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件4番について、事務局より説明します。本申請人は、沼津市に本社を置く解体業を営む株式会社になります。当該申請は、トラック、コンボの駐車場及び、資材置場として申請地及び原野、雑種を一体利用するため、申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条第2項により、「街区の宅地の割合が40%を超える」ことから、第3種農地になります。資力信用についてですが、当該事業に係る必要な費用は整地費のみであり、申請者の残高証明を確認し、自己資金のみで資金を調達できることを確認しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、遅滞なく、転用する見込みがあります。申請地には道路を挟んで農地がありますが、営農条件に支障をきたすおそれはないと思われまます。被害が生じた場合、譲受人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第4条届出について、事務局より説明願います。

(第4号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第5号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第6号議案、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(第6号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第7号議案、その他議案について、事務局より報告させます。

(第7号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。  
以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第795回 三島市農業委員会総会 を閉会いたします。